

## 伊勢市土地開発事業指導要綱設計審査基準

### 目次

- 第 1 条（趣旨）
- 第 1 条の 2（共通事項）
- 第 2 条（道路に関する設計審査基準）
- 第 3 条（雨水排水施設に関する設計審査基準）
- 第 3 条の 2（洪水調整池に関する設計審査基準）
- 第 4 条（公園、広場又は緑地に関する設計審査基準）
- 第 5 条（がけ面の保護及び擁壁に関する設計審査基準）
- 第 6 条（消防水利に関する設計審査基準）
- 第 7 条（給水に関する設計審査基準）
- 第 8 条（下水処理に関する設計審査基準）
- 第 9 条（ごみ収集に関する設計審査基準）
- 第 10 条（その他の公益的施設に関する設計審査基準）
- 第 11 条（位置指定道路に関する設計審査基準）
- 第 12 条（その他）

#### （趣旨）

第 1 条 伊勢市土地開発事業指導要綱第 5 条第 2 項で規定する公共施設等の設計審査に関し、必要な基準を定めるものとする。

#### （共通事項）

第 1 条の 2 前条の必要な基準のうち共通事項として、次の各号によるものとする。

- (1) 当該開発行為に伴い電柱を新設する場合は、公共施設（引継ぎ予定のものを含む。）敷外へ設置しなければならない。
- (2) 事業者は、開発行為を行う敷地に市の所管する土地が含まれてい

る場合、その土地の取扱いについて所管する課と事前の協議を行い、指示を受けるものとする。

- (3) 開発行為に伴い設置する構造物は、民間で所有するものと市で所有するもの（引継ぎ予定のものを含む。）が一体とならないよう境界線で分離しなければならない。

(道路に関する設計審査基準)

第2条 道路に関する設計審査基準のうち、幅員に関するものは、次の各号によるものとする。

- (1) 住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が1,000㎡未満のものは幅員6m以上、その他のものは幅員9m以上（県条例に基づく開発行為の場合は、幅員6m以上）の道路に接するよう、配置しなければならない。
- (2) 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員9m（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあたっては6.5m）以上の道路に接続しなければならない。ただし、開発区域の規模（以下「開発面積」という。）が1ha未満の場合は幅員4m以上（この道路が位置指定道路であるときは、幅員6m以上）とすることができる。
- (3) 敷地が既設の道路（市が所管するものに限る。）と接しているが、第1号の規定を満たしていないときの取り扱いは、次に掲げるものとする。ただし、定期借地権を活用した開発行為で将来道路拡幅部が廃止される見込みが高いものに関しては、この限りでない。

ア 接する道路が建築基準法第42条で規定する道路（都市計画区域外の場合は幅員4m以上の道路）であれば、道路中心から3m離れた線（対面ががけ地、鉄道敷、河川、農業水路等（以下「がけ地等」という。）のときは、がけ地等との道路境界線から6m離れた線）を道路境界線とする。ただし、擁壁等の容易に撤去できない構造物に

より物理的に当該道路からの出入りができない形状となる場合に限  
り、道路中心から 2 m 離れた線（対面ががけ地等のときは、がけ地  
等との道路境界線から 4 m 離れた線）を道路境界線とすることがで  
きる。

イ 接する道路が建築基準法第 42 条で規定する道路（都市計画区域外  
であれば幅員 4 m 以上の道路）でないときは、道路後退を要しない。  
ただし、市道認定がなされている場合、又は建築基準法第 43 条でい  
う空地である場合は、道路中心から 2 m 離れた線（対面ががけ地等  
のときは、がけ地等との道路境界線から 4 m 離れた線）を道路境界  
線とする。

(4) 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為については、  
小幅員区画道路の計画標準（昭和 61 年建設省経宅発第 38 号）に適合  
し、築造した幅員 6 m 未満の道路（以下「小幅員道路」という。）を私  
道とする場合に限り、第 1 号で規定する幅員を 4 m 以上とすることが  
できる。また、次に定める項目を全て満たす場合に限り、築造した小  
幅員道路を市へ帰属することもできる。

ア 開発面積が 1 h a 以上であること。

イ 幅員 5 m 以上かつ延長 35m 以内であること。

ウ 袋路状道路でないこと。

2 線形に関するものは、次の各号によるものとする。

(1) 道路縦断勾配は 9 % 以下としなければならない。ただし、地形等  
やむを得ない理由があり、次に掲げるもの全てを満たす場合に限り、  
上限値を 12% とすることができる。

ア 開発面積が 3,000 m<sup>2</sup> 未満であること。

イ 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為であること。

ウ 縦断勾配 9 % を超える部分の延長が 35m 以内であること。

- エ すべり止め舗装を施すこと。
- (2) 縦断勾配の変移する箇所には、縦断曲線を設けなければならない。
- (3) 区域内において、道路が平面交差する部分については、取付縦断勾配を 2.5%以内とし、その制限長の最小値は 10m（幅員 6.5m以上の道路であれば 20m）としなければならない。ただし、やむを得ない場合は、幅員 6.5m未満の道路に限り、制限長の最小値を 6 mまで緩和できるものとする。区域内の道路と既存道路が平面交差する部分については、道路管理者と協議すること。
- (4) 他の道路と平面交差させるときは、くい違い交差や折れ脚交差をさけ、直角又はそれに近い角度で接続させなければならない。ただし、交通安全対策を計画し、三重県公安委員会及び道路管理者（新設する道路の帰属を受ける者を含む。以下同じ。）の了解を得たときは、この限りでない。
- (5) 他の道路と平面交差する部分には、隅切を設けるものとし、その斜辺長は 5 m以上とする。ただし、歩道内に隅切りを設けるときは、この限りでない。
- (6) 交差点隅切から次の交差点隅切までの距離を 20m（開発面積が 1 h a 以上のときは 60m）以上確保するものとする。ただし、地形等のやむを得ない理由により、交差点間の離隔を確保できないときは、交通安全対策を計画し、道路管理者の了解を得るものとする。
- (7) 道路横断勾配は、1.5%以上 2.0%以下としなければならない。標準値は車道 1.5%、歩道 2.0%とする。
- 3 道路の構造に関するものは、次の各号によるものとする。
- (1) 幅員 9 m以上の開発区域内道路については、歩車道分離ブロック等により歩車道を分離するものとする。この場合、歩道の構造は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）及び三重県ユニバーサルデザイン

のまちづくり推進条例（平成 11 年三重県条例第 2 号）の基準を満たすものとする。

(2) 車道及び歩道はアスファルト舗装を標準とする。ただし、築造する道路が私道である場合、又は道路の帰属を受ける者から別途指示がある場合は、この限りでない。

(3) 舗装構成は C B R 試験の結果を基に、等値換算法（TA 法）により決定するものとする。その標準舗装構成は C B R = 6 の場合、表層（密粒度アスファルト）5 cm、上層路盤（粒調碎石）10 cm、下層路盤（碎石）15 cm とする。

(4) 既設の道路（市が所管するものに限る。）を加工するときは、縦断方向については現況舗装幅の 1/2（現況舗装幅が 3 m 未満の場合及び掘削線に 30 cm を加えた幅が現況舗装の 1/2 を超える場合は、全面）を復旧するものとする。

(5) 既設の道路（市が所管するものに限る。）を加工するときは、横断方向については、掘削線及び路盤にそれぞれ 30 cm を加えた範囲を復旧するものとする。

4 道路側溝に関するものは、次の各号及び第 3 条によるものとする。ただし、市へ帰属しないものについては、この限りでない。

(1) 側溝断面は幅 30 cm 以上とする。ただし、側溝天端から底までの深さが 70 cm を超えるものについては、幅 40 cm 以上とする。なお、この場合の幅とは、製品呼名の数字を指す。

(2) T-25 以上の荷重に耐えうる構造とし、断面が著しく大きい場合等を除き、無騒音型有蓋側溝（平面交差部等の車両が横断する箇所へは横断側溝）の二次製品を使用するものとする。

(3) 側溝蓋は、側溝延長 5 m に 1 枚をグレーチング蓋とし、残りをコンクリート蓋とする。ただし、横断側溝に使用する蓋は、全てボルト

固定式グレーチング蓋とする。

(4) 側溝は道路の両路肩へ布設するものとする。

5 道路附属施設等に関するものは、次の各号によるものとする。

(1) 道路の行き止まり部分には、突き当たりの土地からの乗入がある場合を除き、視線誘導標及び車両用防護柵を設置するものとする。ただし、行き止まり部分に建築物が無く、突き当たりの土地に対して道路が高い場合で高低差が1 m未満の場合は、視線誘導標のみとすることができる。また、突き当たりの土地に対して道路が低い、あるいは高低差なしである場合も、視線誘導標のみの設置でよい。

(2) セットバック等により有効幅員が接続する道路と50cm以上の差を生じる場合には、視線誘導標や車線分離標等を設置しなければならない。また、セットバックの範囲に既設側溝がある場合は、セットバック後の道路端部へ移設しなければならない。ただし、道路管理者より別途指示があるときは、この限りでない。

(3) セットバック等により、道路反射鏡等が交通の支障となるときは、施設管理者等の関係機関と協議の上、移設等を行うものとする。

(4) 道路より隣地が1 m以上低い箇所には、路肩又は道路端部へ転落防止柵(高さ1.1 m以上)を設置しなければならない。ただし、隣地の法勾配が30度以下のときは、この限りではない。

(5) 交差点には原則として道路反射鏡を設置するものとする。

(6) 必要に応じ、街路灯、視覚障がい者誘導用ブロック等を設置するものとする。

(7) 橋梁は、道路構造令に適合する構造としなければならない。

(8) 道路占用物については、地下埋設物を除き、車道及び歩道へ設置してはならない。ただし、やむを得ない理由により、道路管理者の承諾を得たものは、この限りでない。

- 6 市が所管する道路（市へ帰属するものを含む。）への乗入口の設置に関するものは、次の各号によるものとする。
- (1) 乗入口の幅は、住宅については6 m以下、店舗等においては8 m以下とする。ただし、大型車の乗り入れが主たる目的である場合、又は大型車の乗り入れが必要であり、車両の機能上必要と認められる場合に限り、12m以下とすることができる。
- (2) 前号で規定する乗入口の幅は、敷地の間口長以上とすることはできない。
- (3) 乗入口は交通安全上支障のない箇所へ設けるものとし、その設置は1つの道路に対し1箇所とする。ただし、1つの道路に30m以上接しているときは、次に掲げるものとすることもできる。
- ア 接している部分が30m以上50m未満のときは、2箇所以内
- イ 接している部分が50m以上100m未満のときは、3箇所以内
- ウ 接している部分が100m以上のときは、4箇所以内
- (4) 前号の規定に基づき、複数の乗入を設置するときは、乗入口相互の間隔を5 m以上確保するものとする。
- (5) 乗入口を設置するときは原則として、交差点及び踏切から5 m以上、バス停から10m以上の距離を確保するものとする。
- (6) 専用住宅を除き、乗入口の道路側溝は、横断用を使用しなければならない。
- (7) 歩道を介して乗り入れる場合は、これに加えて、当該部の舗装を乗入車両の荷重に耐えうる構造としなければならない。
- (8) 乗入口設置及びこれに付随する工事に関して、他の施設の加工占用等が生じる場合は、関係する各施設の管理者の承認を得なければならない。

(雨水排水施設に関する設計審査基準)

第3条 雨水排水施設に関する設計審査基準のうち、一般的な事項に関するものは次の各号によるものとする。

(1) 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況及び権利関係その他の状況を調査検討し、有効かつ適切に排出できるよう計画するものとする。

(2) 河川又は水路の加工又は占用を必要とするときは、当該施設管理者の許可を得なければならない。

2 水理計算に関することは、次の各号によるものとする。

(1) 最大計画雨水流出量の計算は、合理式を用いて計算するものとする。

(2) 水理計算の対象は、開発区域内の排水施設と一次放流先の排水施設とし、流域面積については、開発区域の面積とする。ただし、施設管理者が求める場合は、この限りでない。

(3) 開発区域内の流出係数については、 $C=0.9$  を用いる。開発区域外の流出係数については、別表1の数値を用い加重平均により総合流出係数を算出するものとする。

(4) 計画雨量確率年は10年とし、平均降雨強度はクリーブランド公式により求めるものとする。ただし、その標準値として $129.7\text{mm/hr}$ を用いることもできる。

(5) 排水施設の流下能力は、マンニングの式により求めるものとする。管渠であれば満流、函渠であれば内のり高さの9割、開渠（有蓋のものを含む。）であれば内のり高さの8割を、有効断面として計算する。

(6) マニングの式で用いる粗度係数は、別表2に掲げるところによるものとする。



- 3 排水施設の構造に関することは、次の各号によるものとする。
- (1) 排水施設の構造は、開渠（有蓋のものを含む。）とする。ただし、地形の状況等やむを得ず暗渠とするときは、私有の排水管を除き、管渠であれば内径 30cm 以上、函渠であれば内幅 30cm 以上×内のり高さ 30cm 以上とする。
  - (2) 排水施設は、原則として、底勾配 0.3%以上かつ流速 3.0m/sec 以下とする。
  - (3) 排水路を暗渠とするときは、その内径又は内法幅の 120 倍を超えない範囲内の長さごとに 1 箇所以上、点検用のマンホール又は柵を設置するものとする。
  - (4) 新設する排水路へは、幅 75cm 以上の管理用通路を設けるものとする。ただし、排水路が国、県又は市の所有する道路沿いにあるときは、この限りでない。
  - (5) 幅 1m 以上又は深さ 1m 以上の開渠（有蓋のものは除く。）には、フェンス設置等の転落防止策を行わなければならない。
- (洪水調整池に関する設計審査基準)

第 3 条の 2 洪水調整池に関する設計審査基準のうち、一般的な事項に関するものは次の各号によるものとする。

- (1) 開発面積 3,000 m<sup>2</sup>以上かつ次号に基づき算出した必要容量が 150 m<sup>3</sup>（開発面積が 1 ha 以上のときは 500 m<sup>3</sup>）以上となるときは、洪水調整池の設置又は下流河川等の狭小断面改修を行わなければならない。ただし、開発面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上 1 ha 未満のもので、造成後の総合流出係数が現況の総合流出係数以下となるときは、この限りでない。
- (2) 調整池の必要容量等は、三重県が公開する宅地等開発事業に関する技術マニュアル（以下「県宅開マニュアル」という。）の規定を準用し、算定するものとする。ただし、開発面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上 1 ha 未満

のときは、許容放流量及び必要容量の算定は次式で行うことができる。

$$Q_a = 1/360 \times C \times I \times A$$

$$V' = V \times (A - 3,000) \div 7,000$$

$Q_a$  : 許容放流量 ( $\text{m}^3/\text{sec}$ )

$V'$  : 必要容量 ( $\text{m}^3$ )

$V$  : 県宅開マニュアルの算定式により算出した必要とされる容量 ( $\text{m}^3$ )

$C$  : 開発区域内の総合流出係数 (予備又は事前協議申出日より2年前の時点での地形にて算出する。地形ごとの流出係数は別表1を用いる。)

$I$  : 伊勢市の3年確率平均降雨強度 (標準値 90mm/hr)

$A$  : 開発面積 (ha)

(3) 洪水調整池は、現地貯留式や地下埋設式とすることはできない。ただし、事業者が調整池の管理者となるときは、この限りでない。

(4) 急な豪雨時に避難誘導等ができるよう調整池の管理者又はこれに類する者が現地に常駐する場合に限り、調整池を駐車場等の他の用途に兼用することができる。

(5) 洪水調整池は、自然放流式を原則とし、地形上やむを得ない場合に限り、排水ポンプ式とすることができる。この場合において、主ポンプが機能しなくなったときに備えて、予備ポンプを設けておくことが望ましい。

2 洪水調整池の構造に関することは、次の各号によるものとする。

(1) 洪水調整池の法面、底面及び管理用通路はコンクリート又はアスファルトで覆うものとする。ただし、調整池の管理者となる者から別

途指示があるときは、この限りでない。

(2) 現地貯留式や地下埋設式の場合を除き、洪水調整池の外周に侵入防止のための、忍び返し付メッシュフェンス（高さ 1.8m以上）等を設置するものとする。

(3) 洪水調整池内には、幅員 4 m以上かつ縦断勾配 9 %以下の管理用通路（コンクリートで覆うときは表面に滑り止め加工を施すものとする）を設けなければならない。ただし、現地貯留式や地下埋設式の場合は、この限りでない。また、洪水調整池の周囲には、幅員 3 m以上の管理用通路を設けなければならない。ただし、事業者が調整池の管理者となるときや、道路や公園等の公共施設が隣接している部分は、この限りでない。

(5) 洪水調整池を駐車場等に兼用するときは、冠水注意喚起看板を設置し、洪水調整池となっている旨を周知しなければならない。

（公園、広場又は緑地に関する設計審査基準）

第 4 条 公園、広場又は緑地（以下「公園等」という。）に関する設計審査基準のうち、規模に関することは、次の各号によるものとする。

(1) 開発面積が 0.3ha 以上 5 ha 未満（都市計画区域外にあたっては 1 ha 以上 5 ha 未満）の開発行為にあたっては、開発区域内に面積の合計が開発面積の 3 %以上となるよう、公園等を設けなければならない。ただし、予定建築物等の用途が住宅である場合は公園に限る。また、開発済区域内における二次開発等の再開発型開発行為の場合は、市との協議による。

(2) 開発面積が 5 ha 以上の開発行為にあたっては、開発区域内に面積の合計が開発区域の面積の 3 %以上となるよう、公園を設けなければならない。ただし、予定建築物等の用途が住宅以外のものであるときは、広場又は緑地とすることもできる。

(3) 開発面積が5ha以上の場合は、公園等の最低面積を300㎡とし、面積1,000㎡以上の公園等を1箇所(開発面積が20ha以上の場合は2箇所)以上設けなければならない。

2 公園等の構造に関することは、次の各号によるものとする。

(1) 公園及び広場の外周にはメッシュフェンス等を設けるものとする。

(2) 公園等の出入口は、自動車交通量の少ない道路へ設けるものとし、入口の幅等は三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準を満たすものとする。

(3) 面積が1,000㎡以上の公園及び広場は、複数の道路に接するように配置し、2箇所以上出入口を設けるものとする。ただし、各出入口は別々の道路に設けるものとする。

(4) 公園等には、雨水を有効に排出できるよう、排水施設を設けなければならない。

(5) 公園には、原則としてベンチを2基以上設置するものとする。

(6) 公園に樹木、遊具等の施設を設置するときは、あらかじめ、地元町会と協議するものとする。

(7) 公園及び広場は、スクリーニングス舗装等により土砂流出及び排水対策を施すものとする。

(8) 緑地は、土砂流出を防止するため、張芝、種子吹付け等の緑化措置を施すものとする。

(がけ面の保護及び擁壁に関する設計審査基準)

第5条 がけ面の保護及び擁壁に関する設計審査基準のうち、一般的な事項に関するものは次の各号によるものとする。この条は開発区域に接するがけについても適用する。

(1) がけとは、地表面が水平面に対し、30度をこえる角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。

- (2) 次のいずれかに該当するがけは、擁壁を必要とする。
- ア 盛土部分に生じる高さ 1 m を超えるがけ
  - イ 切土部分に生じる高さ 2 m を超えるがけ
  - ウ 切土及び盛土を同時に行なう部分に生じる高さ 2 m を超えるがけ
- (3) 切土法面のうち擁壁の設置を要しないがけは、都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 23 条の規定を準用するものとする。
- 2 がけ面の保護に関することは、次の各号によるものとする。
- (1) 擁壁を設けないがけ面は、法高 5 m ごとに幅 1 m の小段を設け、風化その他の侵食に対して法面保護を行わなければならない。
- (2) 法面保護の工法は、現地の状況及び地質等を勘案し、選定するものとする。
- 3 擁壁に関することは、次の各号によるものとする。
- (1) 練積み擁壁の使用は見え高(擁壁前面の地盤高と擁壁背面の地盤高との高低差をいう。以下同じ。) 5 m までとし、見え高 5 m を超える擁壁は、鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート擁壁を使用しなければならない。
- (2) 擁壁の構造は、県宅開マニュアルに基づき設計を行い、次に掲げることについて安全性を有しなければならない。
- ア 土圧、水圧及び自重等(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。
  - イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
  - ウ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
  - エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- (3) 擁壁の根入れは、35cm(隣地が耕作地でコンクリート畦がないときは 50cm) 以上かつ擁壁の見え高を 0.15 倍した値以上とする。ただし、地盤の土質が、シルト、粘土又はそれらを多量に含む土であると

きは、45cm 以上かつ見え高を 0.20 倍した値以上と読み替えるものとする。

- (4) 水路に近接する擁壁の場合は、水路底面(改修計画があるときは、その計画底面)に対し、別表 3 で定める角度をなす面以下に根入れを確保するものとする。
- (5) 道路構造物となる擁壁には、鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート擁壁を使用しなければならない。やむを得ず、練積み擁壁を使用するときは、裏込コンクリート厚を増す等により地震時の安全性を確保しなければならない。
- (6) アンカー工又は補強土工を併用した擁壁等は、使用してはならない。ただし、国、県又は市若しくはこれらと同等程度の維持管理が期待できる者により、恒久的に管理されることが確実なときは、その限りでない。

(消防水利に関する設計審査基準)

第 6 条 消防水利に関する設計審査基準のうち、設置位置に関するものは次の各号によるものとする。

- (1) 付近の建築物等の状況を考慮し、消防活動上有効な位置に配置するものとする。
- (2) 消防水利は、開発区域全体が別表 4 に掲げる数値で包含できるよう配置しなければならない。
- (3) 前号の規定で求める消防水利の種類は、次に掲げるものとする。
  - ア 開発面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上 3,000 m<sup>2</sup>未満のときは、消火栓 1 基以上又は防火水槽 (40 m<sup>3</sup>) 1 基以上とする。
  - イ 開発面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上のときは、消火栓 1 基以上及び防火水槽 (40 m<sup>3</sup>) 1 基以上とする。

- 2 消火栓に関する場合は、次の各号によるものとする。
  - (1) 消防本部が認めた場合を除き、地下式とし、表示鉄蓋周囲に黄色の焼付塗装のある製品を使用するものとする。
  - (2) 口径 75mm 以上の水道管に取り付けるものとする。
- 3 防火水槽に関する場合は、次の各号によるものとする。
  - (1) 防火水槽は、耐震性を有する日本消防設備安全センター認定品、又はこれと同等以上のものとする。
  - (2) 防火水槽の足掛金具は、アルミニウム製又は錆止めを施したのものとする。
  - (3) 吸管投入孔は一辺 0.6m 以上又は直径 0.6m 以上とし、転落防止措置を施すものとする。
  - (4) 防火水槽の蓋は鋳鉄製とし、逸脱・飛散防止のための連結構造を有する製品を使用するものとする。また開閉器具穴は、消防本部が使用する器具に合致するものとする。
- 4 消防水利標識に関する場合は、次の各号によるものとする。
  - (1) 路面表示は、蓋の周囲に溶着塗装で行うものとする。その溶着塗装は幅 15cm の黄色とする。
  - (2) 標識は、アルミ板スライド式反射式の 400 型消防水利標識（私設の場合は指定消防水利の標識 600 型）を 2 面設置するものとし、その設置位置は、消防水利から 5 m 以内とする。
  - (3) 標識のポールは、白色の直柱又は曲柱で高さ 3 m、直径 60.5mm とする。その基礎はコンクリート製で、縦 30cm×横 30cm×高さ 50cm とする。

(給水に関する設計審査基準)

第7条 給水に関する設計審査基準のうち、配水管に関するものは次の各号によるものとする。

(1) 開発区域内道路に布設する上水道管及びこれに付随する水道施設は、水道事業者である市の定める整備計画及び整備基準に適合するよう計画しなければならない。

(2) 配水管の口径は、宅地への給水装置引込管を除き内径 50mm 以上とする。ただし、新規布設する配水管への消火栓新設が伴うときは、その消火栓の設置箇所までは内径 75mm 以上の管としなければならない。

2 前項の規定は、開発区域に接する道路に既設配水管がない場合の新設工事又は開発区域に接する道路に布設されている既設配水管の布設替え工事にも適用する。

3 開発区域外から開発区域内への給水装置引込工事を行う開発行為についても第2項の規定に準ずるものとする。

(下水処理に関する設計審査基準)

第8条 下水処理に関する設計審査基準のうち、一般的な事項に関することは、次の各号によるものとする。

(1) 下水は、原則として汚水と雨水に分流した上で、適切に排水施設に放流するものとする。

(2) 汚水は、公共下水道にて処理しなければならない。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。

ア 公共下水道が供用されている区域で、公共下水道管理者である市長の許可を受けたものは、その指示に従うものとする。

イ 公共下水道が供用されていない区域は、合併処理浄化槽にて処理するものとする。

ウ 公共下水道が供用されていない区域のうち、下水道法（昭和 33 年



法律第 79 号) で規定する事業認可を受けた区域においては、原則、合併処理浄化槽にて処理するものとする。ただし、一戸建て専用住宅に限り、特定行政庁との協議により世帯の実情に応じた人槽とすることができる。

2 合併処理浄化槽に関することは、次の各号によるものとする。

(1) 処理水の放流先に、管理者または権利者がある場合には、当該管理者または権利者と事前の協議を行い、紛争防止に努めるものとする。ただし、一次放流先の権利者については、その同意を要する。

(2) 合併処理浄化槽は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）等の関係法令に適合するものとしなければならない。

3 公共下水道に関することは、次の各号によるものとする。

(1) 開発区域内道路に布設する下水道管及びこれに付随する施設は、下水道事業者である市の定める整備計画及び整備基準に合致するよう計画しなければならない。

(2) 公共汚水ますは、官民境界（開発完了後、官民境界となる線を含む）から 1 m 以内の宅地内で、維持管理が容易に行える位置に設置しなければならない。

4 前項第 1 号の規定は、開発区域に接続する道路に既設下水道管がないときの新設又は布設替えにも適用する。

（ごみ収集に関する設計審査基準）

第 9 条 ごみ収集に関する設計審査基準のうち、設置位置に関することは、次の各号によるものとする。

(1) 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為については、あらかじめ、地元町会と協議の上、開発区域外の既設のごみ集積所の容量に余裕があり、そのごみ集積所の管理者に使用の承諾を得た場合は、そのごみ集積所を使用することとし、新たにごみ集積所を設置しないも

のとする。

(2) 既設のごみ集積所の使用の承諾を得られない場合は、あらかじめ、設置位置について収集業務を所管する課と協議後、地元町会（設置位置が開発区域外の土地と隣接するときは、その土地の所有者を含む。）と協議の上、開発区域内に専用の用地を確保しごみ集積所を設けるものとする。この際、ごみ集積所の設置箇所数については、おおむね 50 世帯につき 1 箇所を基準とする。

(3) 資源ステーションを設置するときは、あらかじめ、収集業務を所管する課及び地元町会と協議するものとする。

(4) 新たに設置したごみ集積所及び資源ステーションの使用を開始する場合は、使用を開始する日（収集日）の遅くとも 10 日前までに、収集業務を所管する課へ使用を開始する日を報告するものとする。

2 構造等に関することは、次の各号によるものとする。

(1) ごみ集積所及び資源ステーション用地は、コンクリート又はアスファルトで舗装するものとし、アスファルト舗装としたときは、地先境界ブロック等の構造物による舗装止めを施すものとする。

(2) ごみ集積所へは、風や動物によるごみの散乱を防止するため、かご（密閉式又はメッシュタイプ）を設けるものとする。

（その他の公益的施設に関する設計審査基準）

第 10 条 開発面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為については、地元町会と協議の上、必要があれば防犯灯設置等の防犯対策を行うものとする。

（位置指定道路に関する設計審査基準）

第 11 条 市へ帰属できる位置指定道路とは、特定行政庁が定める指定基準のほかに、次の各号を満たすものとする。

(1) 第 2 条（幅員及び隅切りに関する事項を除く。）、第 3 条、第 5 条、第 7 条及び第 8 条の基準を満たすこと。

(2) 築造する道路の形状が次のいずれかに該当すること。

ア 築造する道路が幅員 6 m 以上のとき。

イ 築造する道路の両端が、国、県又は市の所管する道（建築基準法第 42 条に該当しない道も含む。）に接続されているとき。

ウ 築造する道路の幅員が 4 m 以上 6 m 未満で、かつ延長 35m 以下であり、その形状が袋路であるとき。ただし、道路終端部に、建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ハで規定する回転広場が設けられていること。

(その他)

第 12 条 この設計審査基準に定めのない事項について、他の法令、市の例規及びこれに類するものに定めがあるものは、それらを準用するものとする。

2 前項に規定するもののほか、国又は三重県が一般に公開している技術図書、あるいは公益的な団体が一般に公開している法令等の解説書を参考図書とする。

附則

1 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

地形別の流出係数

地 形	流 出 係 数
屋 根	0.90
道 路	0.85
そ の 他 の 不 透 面	0.80
水 面	1.00
間 地	0.20
芝、樹木の多い公園	0.15
勾配のゆるい山地	0.30
勾配の急な山地	0.50

別表 2 (第 3 条関係)

施設別の粗度係数

種 類	粗 度 係 数
プレキャスト BOX カルバート	0.013
プレキャスト側溝	0.013
塩化ビニル管	0.010
石積ブロック積護岸	0.025
鋼矢板護岸	0.012
現場打コンクリート水路	0.015
素掘り水路	0.027
河川等の自然水路	0.030

備考：自由勾配側溝の粗度係数は次式にて小数第 3 位まで算出するものとする。(小数第 4 位を四捨五入する。)

水深余裕高：f  $f = H - 0.8 \times H$  (※開渠→八割水深)

潤辺：P  $P = P_1 + P_2$

(プレキャスト部)  $P_1 = 2 \times (H - f)$

(現場打ち部)  $P_2 = B$

粗度係数：n  $n = \{1 \div P \times (P_1 \times n_1^{3/2} + P_2 \times n_2^{3/2})\}^{2/3}$

f：水深余裕高 (m)

H：高さ (m)

B：幅 (m)

n<sub>1</sub>：プレキャスト部粗度係数 (=0.013)

n<sub>2</sub>：現場打ち部 (=0.015)

別表 3（第 5 条関係）

土質別角度

土 質	角 度
軟岩（風化の著しい岩）	60°
風化の著しい岩	40°
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、 その他これらに類するもの	35°
盛土または腐食土	25°

別表 4（第 6 条関係）

消防水利からの包含半径

地 域 区 分	包 含 半 径
都市計画区域内の近隣商業地域、商業地域、 工業地域、工業専用地域と定められている地 域	100m
都市計画区域内の上欄以外の地域	120m
都市計画区域外の地域	140m

備考：区域区分及び地域区分は、都市計画法に規定するところによる。